

いじめ防止にかかわる基本方針

佐渡市立七浦小学校

平成26年3月1日 策定
平成27年4月3日 改訂
平成28年4月5日 改訂
平成29年4月4日 改訂
平成30年10月15日 改訂
令和元年5月29日 改訂
令和2年8月24日 改訂
令和4年8月23日 改訂

七浦小学校いじめ防止基本方針（行動計画）

～すべての子どもが明るく、楽しく、元気よく生活するために～

第1章 教職員対応マニュアル

I いじめに対する基本的な考え方

1 基本方針作成の目的

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながらどの児童にも、どの学校にも起こりうることから、学校・家庭・地域が一体となって、その解消に取り組まなければならない。また、「いじめ撲滅」が単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、意志連携から行動連携に移し、実効性のある実施計画や実施体制を確立するために本基本方針を作成する。

2 いじめ防止に対する基本認識

- (1) いじめは、人間として絶対に許されないという強い認識に立って対応するとともに、いじめ問題については、被害者の立場に立った指導を行う。

(定義)

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71

- (2) 「いじめ類似行為」とは、県条例第 2 条 2 項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

具体的ないじめ類似行為の例は、以下のようなものがある。

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など。

- (3) 「いじめ防止対策推進法」に基づき、校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめに対峙することが求められている。いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する措置を行い、いじめを解消する。

- (4) いじめ発生の要因を、学級担任や各担当等の一部の職員の責任にしない。学校体制としての問題、課題として全教職員の共通理解のもと、全校体制で取り組む。

- (5) 子ども一人一人は、「家庭の宝」「地域の宝」「学校の宝」である。それぞれの立場での意見や要望を集約し、よりよい解決策や連携を行い、早期に解決を図っていく。特に、

いじめ問題は、家庭教育の在り方が深くかかわる問題である。いじめの未然防止、早期発見、早期解消という視点で、連携を密にしていく。

3 学校基本方針を定める意義及び作成上の留意事項

(1) 学校基本方針を定める意義

ア 特定の教職員が問題を抱え込まず、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。

イ いじめ発生時の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

ウ いじめを行った児童生徒に対する成長支援の観点を位置づけることで、いじめを行った児童生徒への支援につながる。

(2) 策定にあたっては、保護者等の参画を得て、家庭や地域と連携した基本方針となるよう努め、年度始・年度末のPTA 総会で報告する。また、学校全体でいじめ防止に取り組むことから、具体的な教育活動を通して児童が積極的に参加できるように留意する。

(3) 学校だよりで紹介し、学校ホームページに掲載する。

II いじめの未然防止について

いじめ問題において、「いじめを見逃さない学級・学校づくり」に取り組むことが重要である。「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、温かい人間関係づくりを進め、豊かな心を育てる「いじめを見逃さない土壌づくり」に取り組む必要がある。さらに、新型コロナウイルス感染症に関わる問題によりいじめの対象にならないよう、未然防止に努める。また、児童や保護者の思いや願い、地域や学校の特性を理解し、年間を見通した積極的な取組を計画的に実施する。

1 児童や学級の様子を知るために

(1) 教職員の意識の向上を図る

児童の言動や様子を適確に捉え、児童や学級の様子を知ることが大切である。そのためには、常に児童の言動や様子に心を配り、些細なことであっても状況や心情を見取る感性を高めていくことが求められる。

(2) 実態の把握を行う

いじめ問題に意図的、計画的に対応するためには、児童一人一人や学級・学年・学校の実態を適切に把握することが大切である。そのためには、児童・保護者への意識調査や人間関係の調査等を行い定期的な実態把握を実施する。

2 認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

(1) 教職員との信頼関係づくり

児童は、教職員の言動や眼差しをよく見ている。児童が自己肯定感を高め児童自身の言動を素直に振り返られるような言葉がけをすると共に、児童のよき見本となり、信頼されるように努めなければならない。

(2) 教職員の協力体制づくり

児童一人一人の問題を、学級担任だけの問題にせず共通理解を図りながら、学校全体でその解決に向けて取り組んでいく。また、各学級の授業や生活の様子について、お互い気軽に話し合ったり、相談し合ったりできる温かい職場の雰囲気が大切である。そのためには、様々な問題に機能的に対応できる組織づくりとともに、児童と向き合う時間を確実に確保することが必要である。

(3) 学級・学校での信頼関係・協力体制づくり

学校生活において、他とかかわる機会を設定し「みんなで活動することのよさ」を十分に体感させることが必要である。「みんなでやったら楽しかった」「みんなでやったらうまくいった」「みんなの役に立てて嬉しかった」等の経験を通して、そのよさを充分体得させることが自己肯定感に繋がっていくと考える。

3 具体的な教育活動

(1) 学習指導の充実

- 子ども・教職員が共に「かかわり合い」「学び合う」場面を意図的に設定し、互いに学び合い、高め合う意欲や態度を育てる。
- 子ども同士が互いに思いや願いを交流する中で、お互いを尊重する態度を育てる。

(2) 生徒指導の充実

- いじめ見逃しゼロスクール集会や月目標に取り組ませることで、お互いのよさに気付かせたり、目標達成のためにクラスで協力して取り組む活動の充実を図ったりする。
- 「いつでも、どこでも、だれにでも」を合い言葉に年間を通して「あいさつ運動」に取り組み、思いやりの気持ちを言動に表すことが出来るようにする。
- 教育相談を充実させ、心の様子や悩み等を把握し、早期に対応する。

(3) 人権教育の充実

- 人権教育の基盤である、相手を意識した言動の大切さや生命尊重の気持ちを育むとともに、人権意識の醸成を図る。
- 人権教育の全校公開授業等を通して、よりよい判断に基づいた、言動の大切さを理解させる。

(4) 道徳教育の充実

- 子どもの心情に迫る教材や資料を活用し、道徳性を高める。
- 体験活動や学校行事の中で、「思いやり」「生命尊重」「公正・公平」「言葉遣いやあいさつ」等の徳目を重点化し指導する。
- 6月と10月の「新潟県いじめ見逃しゼロ強調月間」において、全校朝会や学級指導の中で、各学年の発達段階に応じて「他者への思いやり」をテーマに講話や指導、授業公開を行う。

(5) 体験活動の充実

- 子どもたちが「人、もの、こと」との触れ合いを通して、先人の智恵や技術、歴史や文化、生命に対する畏敬の念、感動する心に気付き、自分自身を見つめ自己実現を図る。
- 福祉体験やボランティア体験を積極的に行い、人とのつながりを体得させる。

- 学校行事や児童会活動に縦割り班活動を取り入れ、異学年交流を計画的に実施し思いやりの気持ちを育てる。

(6) コミュニケーション活動の充実

- 「あいさつの仕方」「トラブルの解決の仕方」「断り方」「注意の仕方」等、子どもたち同士のかかわり合い方を理解させ、望ましい人間関係を構築させる。
- インターネットの正しい活用の仕方を理解させ、ルールやモラルを身に付けさせる。

(7) 啓発活動の充実

- 授業参観や保護者会、学校ホームページ、学校・学年だより等を通して、いじめに対する考え方防止対策や対応について啓発する。
- 個人懇談や家庭訪問、連絡帳や電話「子どもとともに1・2・3運動」等で情報交換を密にする。
- インターネット使用のルールやモラルについて、講演やたより等でネットいじめやネット依存の危険性について啓発する。

III いじめの早期発見について

いじめは、早期に発見することが早期解決につながる。いじめは、授業中であっても、休み時間であっても教職員の目の届かないところで行われることが多い。教職員は、些細なことでも見逃さない目、また、児童が困ったことや悩みを相談できる信頼関係が必要である。また、教職員が児童の情報を共有するとともに、保護者・地域とも連携し情報収集に努めることが大切である。

1 いじめを発見する

いじめの発見は、「本人の保護者からの訴え」が多く、ついで、「学級担任」「本人からの訴え」である。「担任以外の職員の発見」「他の児童からの情報」の割合は少なく、いじめが潜在化・深刻化してしまう可能性がある。

- (1) いじめは、大人の見えないところで行われる
 - ・無視や遊びのような悪ふざけのような形態をとり、普段は仲の良いように装う
 - ・見えないところで暴言や暴力を振るう
- (2) いじめられている本人からの訴えは少ない（心理的圧迫がある）
 - ・親に心配をかけたくない
 - ・大人を信用しない
 - ・自分は弱い人間だと思ってしまう
 - ・仕返しが怖い

2 教職員の気づく力を高める

- (1) 児童の立場に立つ

児童一人一人の個性と真摯に向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。そのためには、教職員一人一人が人権感覚を磨き、児童の言動をきちんと受け止め、児童に寄り添い見守るといった姿勢が大切である。
- (2) 児童を共感的に理解する

児童の日々の言動や様子からその心情や意味するところを敏感に感じたり、見取ったりすることができる感性を高めなければならない。そのためには、児童の言動や様子を

共感的に理解し、児童の心情に沿った支援や指導を行うことが必要である。

3 早期発見の手立て

(1) 日々の見取りを大切にする。

- 授業での活動の中で、休み時間や放課後の遊びの中で積極的に子どもとかかわり、子ども同士のかかわりや子どもの様子について目配りする。
- 子どもの思いを認めるとともに、内省を促し自己コントロールが出来るように支援する。
- 日記や連絡帳を通し、担任と子ども・保護者との連携を密にする。

(2) 子どもの実態調査の実施

- 「心の健康チェック」「教育相談」を実施し、いじめの早期発見に努める。
- Q-Uを実施し、学級内における満足度を把握するとともに、全校体制で対応策を話し合う。(6月実施)

(3) 教育相談の実施

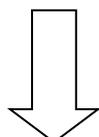
- 「心の健康チェック」をもとに教育相談を行う。子どもが気軽に話せる環境をつくる。

IV いじめの早期対応について

いじめやいじめに繋がる言動や様子を発見した時は、早期に対応することが大切である。いじめられている児童の立場に立って迅速に指導・支援することが重要である。また、学級担任が一人で問題を抱え込まず、学校全体で解決に取り組むとともに、日常的ないじめ防止の実践計画を進める必要がある。

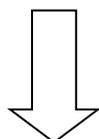
1 いじめ対応の基本的な流れ

【いじめのキャッチ】



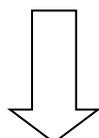
- ・いじめ対策委員会の招集
- ・児童の保護
- ・見守りの徹底

【情報の把握】



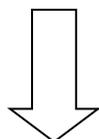
- ・個々の児童からの正確な聞き取り・記録
- ・情報のすり合わせによる、いじめの実態の把握

【指導体制・方針の決定】

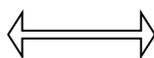


- ・指導のねらいの明確化
- ・全教職員の共通理解
- ・教職員の役割分担の明確化と関係機関との連携

【児童への指導・支援】



- ・いじめられた児童へのケア
- ・いじめた児童への人権意識の醸成



【保護者との連携】

- ・事実関係の説明
- ・協力体制の構築

【事後指導への対応】

- ・継続的な指導や支援
- ・温かい人間関係づくりを目指す学級経営の推進
- ・スクールカウンセラー等の専門機関の活用

2 いじめ発見時の対応

いじめやいじめに繋がる事実を認知した教職員は、直ちに管理職及び生活指導主任に報告する。管理職は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、情報を共有し、対応を協議し、それを実行する。

- (1) 児童の立場に立った対応を行う
 - いじめられた児童やいじめた児童、いじめを知らせた児童から情報収集を行う場合は、他の児童の目に触れないように配慮したり、当事者同士から別々に話しを聞いたりするように配慮する。児童から
 - 特に、いじめられた児童、いじめを知らせた児童については、「安全確保」を宣言し、登校から下校にいたるまでのあらゆる時間に目配り、気配りを行う。
- (2) 迅速な実態把握と情報の共有
 - 該当児童や周りの子どもからの聞き取りを行い、情報収集、事実確認に努める。
 - 関係機関と情報を共有し、事実確認に努める。

【把握すべき情報例】

- 誰が、誰をいじめていたか（いじめた児童、いじめられた児童の把握）
- いつ、どこで起こったか（時刻、場所の確認）
- 何が原因か、どうなったか（内容）
- 原因は何か（背景や原因）
- いつ頃からか、どのくらい続いたか（期間）

※ 児童の個人情報、取り扱い及び管理について充分注意すること

- (3) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に保護者に対しては、誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。また、被害、加害児童生徒の保護者間の相互理解に努め、いじめ解消に向かう環境を整える。加害児童生徒の人格を否定せず、言動面の改善を粘り強く指導し、相互信頼の回復に努める。

3 いじめが起きた場合の対応

- (1) いじめられた児童に対して
 - いじめられた児童の保護、支援に努め、心理的、肉体的なストレスを取り除く。
 - ・ つらい気持ちに共感することで心の安定を図る。
 - ・ 「最後まで守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
 - ・ 「必ず解決する」という希望をもたせる。
 - ・ 「自分を大切にすること」という自尊感情を高めるようにする。
 - 保護者に対してはいじめを発見したその日のうちに、家庭訪問等で面談し事実を直接伝える。
 - ・ 学校の方針を伝え、対応を協議する。
 - ・ 保護者の思いや願いを共感的に受け止める。
 - ・ 家庭との連携を図る中で、家庭での児童の様子について連絡してくれるように依頼する。また、学校での様子について知らせることを伝える。

(2) いじめた児童に対して

- いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、いじめの非に気付かせ、いじめの事実を本人はどうとらえているかをじっくり傾聴する。また、相手の苦しみや痛み思いを寄せ、内省や自己コントロールができるように指導を十分に行い「いじめは絶対に許される行為ではない」という人権意識をもたせる。
 - ・ いじめたときの思いや状況を聞き、いじめた児童の思いを理解する。
 - ・ いじめられた児童の気持ちを想像し、「もし自分だったら」と考えられるようにする。
 - ・ これからどうすればよいのか、自分で決めるようにする。
- 保護者に対しては、事実を説明し、よりよい解決を目指して継続的に指導していくことを伝える。また、行為の善し悪しを知らせ、家庭での協力を依頼する。
 - ・ いじめは、「決してしてはいけない行為である」ことをしらせ、児童自身を否定するものでないことを伝える。
 - ・ 家庭と学校で協力していくことの大切さを伝える。

(3) 周りの児童に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめの当事者への転換を図る。
 - ・ 「いじめは絶対許さない」という思いを学級、学校全体の児童に示す。
 - ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりしていることもいじめを認めているのだということを理解させる。
 - ・ いじめを訴えたり、いじめを知らせたりすることは、正義や勇気に基づいた正しい行動であることを理解させるよう指導する。
 - ・ いじめに対する報道や体験談をもとに、いじめについて話し合い、自分だったらどうするか自分の問題として意識させる。

(4) 事後指導の充実

- 継続的な指導・支援を行う。
- 学校カウンセラー等を活用し、子どもの心のケアに努める。
- 心の教育、命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営、学校経営を行う。

(5) 家庭、地域との組織的な連携・協働

- ア より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から、家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を促進する。
- イ 学校運営協議会等へ、当該学校がいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携の協力による取組を進める。また、民生委員・児童委員や地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

V ネットいじめへの対応

児童が使用するパソコンや携帯電話、スマートフォンやゲーム機器等の情報機器をめぐるトラブルについて、その特殊性を十分理解し、情報モラルを醸成する必要がある。

本校においては、いじめにつながるような情報機器におけるトラブルはないが、「通信機能を使ったゲームを深夜までしている」「ゲームソフトの貸し借り」等、児童の心身に影響を与える事例も少なくない。情報機器におけるトラブルを未然に防止するために、保護者との連携を第一に考え、児童にも情報モラルについて十分に指導していく。

1 未然防止のために

(1) 保護者への啓発を図る

- 「情報機器の管理は保護者にある」ということを基本に家庭でのルールづくりの大切さについて伝える。その際、親の願いをきちんと伝え児童と話し合うことの大切さを話すこと。
- 情報機器におけるトラブルは、児童の心身に大きな影響を与えることを認識させる。
- 深夜まで起きている、表情が変化した等、家庭生活での児童の変化に気付いた時は、学校に相談することを伝える。

(2) 児童への理解を深める

- インターネットやWeb サイト、ゲーム等は、その特殊性や継続性から様々な危険性があることを、児童が陥りやすい心理状態を踏まえた指導を行うことが必要である。

<インターネット等では>

- ・ 発信した情報は、関係のない人へもすぐに広まること。
- ・ 匿名でも個人は特定されること。
- ・ 自分の書いたものが思わぬトラブルになり、被害者や加害者になってしまうこと。
- ・ 一度発信した情報は、完全に削除できないこと。

<ゲーム等では>

- ・ 家族との時間や学習の時間がなくなること。
- ・ 目を通した刺激が脳内に残存するため、熟睡できないこと。そのため、いつも疲れている思いになり他の活動に集中できないこと。
- ・ ゲームの通信、ソフトの貸し借りがトラブルにつながり、「ゲーム仲間」

- 上記項目を踏まえ、学校で情報機器を使った学習を行う中で、情報機器におけるモラルについて、継続的に指導する。

2 早期発見・早期対応のために

- 書き込みや画像の削除は、被害の拡大を防ぐために専門機関と相談し迅速に行う。また、児童や保護者に助言し、協力して取り組む。
- スクリーンショット等で証拠を保存するよう協力を依頼する。
- ネットパトロールなどの諸機関を活用する。

VI 新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮といじめ防止について

県内では、新型コロナウイルスに感染した方やその濃厚接触者、また医療従事者をはじめとした対策に携わっている方に対して、インターネット・SNS等での誹謗・中傷等、心ない言動が起きている。新型コロナウイルスを理由とした不当な偏見や差別、いじめ等は決して許されるものではないことから、児童に対して人権への配慮といじめ防止を適切に指導していく。

1 未然防止のために

- 学校全体で人権を尊重する雰囲気を醸成するとともに、児童が一人の人間として大切にされるよう、人権尊重の視点に立った「教科等指導」、「生徒指導」、「学級経営」等に取り組む。
- 児童を徹底して守る校内体制の充実を図り、教育相談等により児童の見守りを丁寧に行う。
- いじめの兆候や懸念、児童からの訴え等があった際は、校内で情報を共有し、組織的に対応する。
- 感染の仕組みや感染症が引き起こす不安や差別について、発達段階に合わせて指導するなどしながら、日常の会話等において、差別や人権侵害につながる表現や発言を行うことがないよう適切に指導する。とりわけ、インターネット・SNS等への投稿は、不特定多数の人の目に触れることになり容易に加害者の立場になることを知らせるなど、情報モラルについて指導する。
- 児童が差別や人権侵害の傍観者にならず、差別や人権侵害を許さない態度が養われるよう、同和教育を中核とした人権教育の充実を図る。

第2章 組織対応マニュアル

I いじめ問題に取り組む体制

いじめ問題には、校長のリーダーシップのもと「いじめを見逃さない」という強い信念をもち、学校全体で組織的、継続的に取り組むことが必要である。

具体的には、「いじめ対策委員会」を組織し、前教職員の共通理解のもと「チーム七浦」でいじめ根絶に向けて取り組む。また、保護者・地域等、外部の委員からの支援を受け組織として活動が機能的に行われているか、点検・評価を行いながら進めていく。

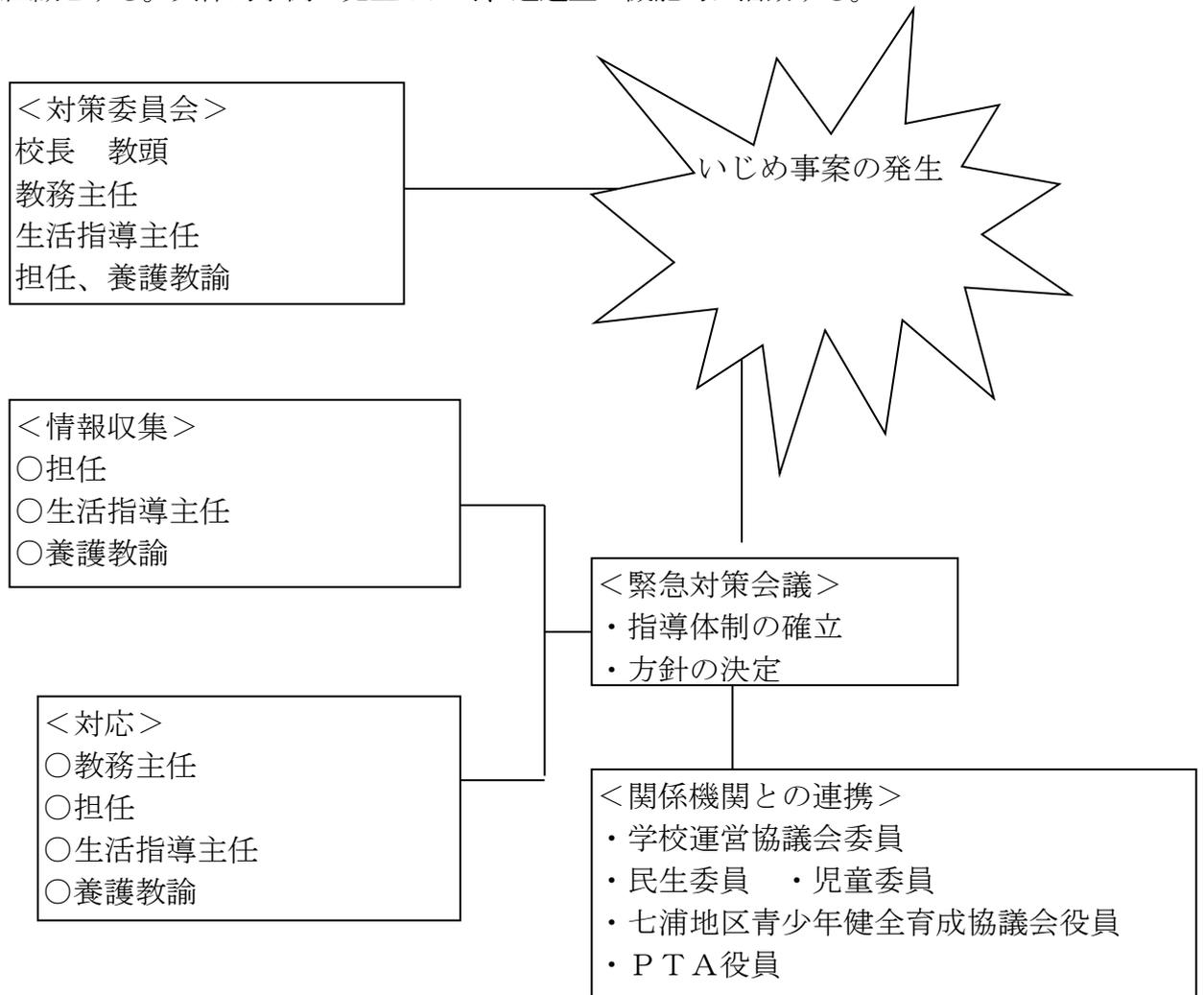
1 いじめ対策委員会の設置

(1) いじめ対策委員会

校長、教頭、生活指導主任、担任、養護教諭で構成する。年4回の定例会をもち生活指導主任からいじめの未然防止、早期発見、いじめに対する措置のそれぞれの視点から報告を行い、その月の子どもの様子について情報交換を行い、実態把握や次月の方針等を決定する場とする。

(2) いじめ問題関係者委員会

重大事態が生じた場合、もしくは校長が必要と判断した場合には、上記の構成メンバーに学校関係者職員（学級担任、クラブ担当等）、学校外関係者（学校運営協議会委員、民生委員、児童委員、七浦地区青少年健全育成協議会役員、PTA役員等）を加えて開く組織とする。具体的事例が発生した時、迅速且つ機能的に活動する。



(3) いじめ対策委員会の運営上の留意事項

ア いじめ対策委員会は、いじめの疑いに関する情報が校内で的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。

特に、いじめの認知、いじめへの対処に関する判断は、同委員会が行う。

イ 校長はいじめ対策委員会を設置し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画に沿って進んでいるかを常に点検する。また、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等自校のいじめの防止等の取組について改善を図る。

(4) いじめ対策委員会への報告と記録の保存

いじめ対策委員会が情報の収集と記録、共有を行うことができるよう、各教職員はささいないじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに報告・相談する。いじめ対策委員会に集められた情報は、個別の児童生徒ごと等に記録し、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、記録は5年間保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。

2 いじめ防止の年間指導計画

いじめの未然防止や早期発見に、年間指導計画を作成し学校全体で組織的、計画的に取り組む。

《1学期》

	4月	5月	6月	7月	8月
会議等	方針・計画等の共通理解	子どもを語る会			評価・反省等
防止対策	学級づくり・学級活動				
		Q-Uテスト（6月）			
	縦割り班活動				
早期発見	心の健康チェック・教育相談			生活アンケート (子ども・保護者)	

《2学期》

	9月	10月	11月	12月
会議等	子どもを語る会			評価・反省等
防止対策	縦割り班活動			
早期発見	心の健康チェック・教育相談		生活アンケート (子ども・保護者)	

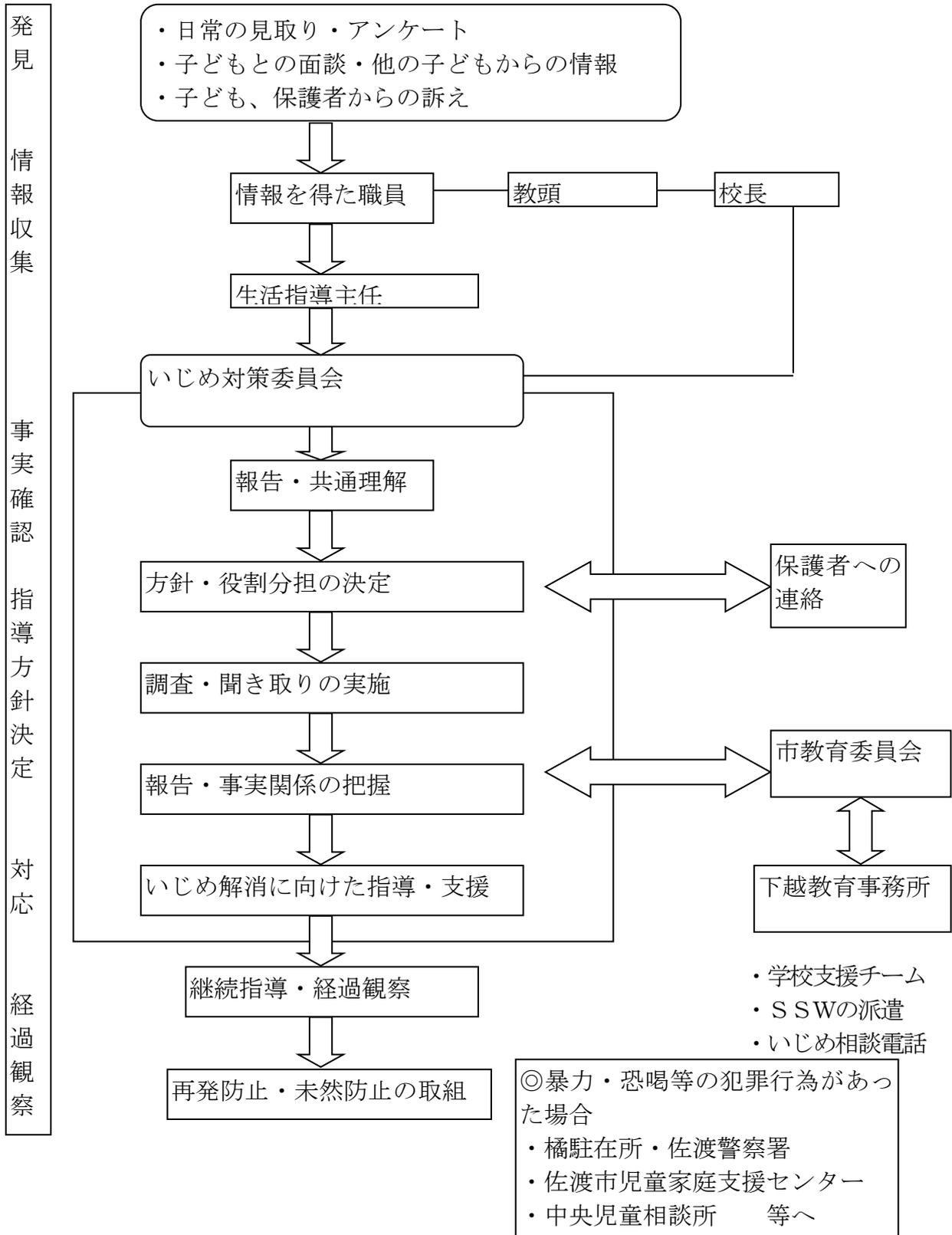
チャレンジラン

《3学期》

	1月	2月	3月
会議等	子どもを語る会		評価・反省等
防止対策	学級活動		
	縦割り班活動		
早期発見	心の健康チェック・教育相談		

3 組織的な対応の流れ

いじめが認知された場合は、学級だけの問題にせず、学校全体で対応する。また、該当する子どもの思いをしっかりと受け止めると同時に、保護者との連絡を密にして対応に当たる。そのため、校長はいじめ対策委員会による緊急対策会議を招集し、今後の方針や対応を立てて、組織的に取り組むものとする。



4 関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携

- 学校において、重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。
- 子どもに対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果が上がらず、他の子どもの心身の安全が脅かされる恐れがあるときには、市教育委員会の指導のもと、「出席停止」の措置も検討しなければならない。

(2) 警察との連携

- 地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて相互協力をする体制を整えておく必要がある。

学校でのいじめが暴力的行為や恐喝等、犯罪行為と認められる事案に関しては、早期に警察に相談し連携して対応する。特に、子どもの生命にかかわることについては迅速な連携が必要である。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 佐渡警察署
佐渡市吉岡389番地1
電話0259-55-0110○ 橋駐在所（小池 和嗣駐在所長）
電話 74-2455 |
|---|

(3) 関係機関との連携

- いじめ、子どもの家庭環境やその教育力に起因すると考えられる場合には、児童家庭支援センター、保健士や児童相談所、民生委員、児童委員等の協力を得ることが必要である。特に母親や父親に対する、支援が大切となってくる。

- | |
|--|
| <p>佐渡市児童家庭支援センター
佐渡市千種171番地1 母子生活支援施設「ほおずき荘」内
電話0259-63-5222
中央児童相談所（佐渡地域）
佐渡市相川2丁目浜町20-1
電話0259-74-3390</p> |
|--|

5 職員研修の充実

- いじめ防止対策推進法の制定を受けて作成した本基本方針をもとに校内研修を実施し、全教職員の共通理解のもと、いじめの未然防止に努めなければならない。

また、教職員一人一人が、日頃の子どもの言動について見取る観察眼、子ども同士のトラブルを小さな内に解決させる指導法身につけていなければならない。そのために、長期休業中に、講師を招聘した講話や具体的な事案、子どもたちのアンケートをもとにした研修を行う。

II 重大事態への対処

1 重大事態の意味

- いじめにより生命、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・ 児童の自殺 ・ 身体への重大な傷害 ・ 金品等の被害 ・ 精神性疾患の発症・・・等
- いじめにより相当の期間（年間30日）、学校を欠席することを余儀なくされている場合
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に申し立てがあった場合、いじめや重大とは認められなくとも、重大事態が発生したものとして報告・調査する。

2 重大事態への学校としての心構え

- 組織として子どもの安心・安全を守ることを最優先にし、方針を明確にして対応する。
- 事実関係を把握することを第一とし、児童の人権に配慮し情報収集にあたる。
- 明らかになった事実関係は、速やかに教育委員会に報告するとともに、その指導を受け丁寧に説明する。

3 重大事態への対応

(1) 市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

重大事態の調査組織（いじめ問題関係者委員会）を設置

- ・ 校長・教頭・生活指導主任・養護教諭によるいじめ対策委員会に、民生委員・七浦地区青少年健全育成協議会等を加えいじめ問題関係者委員会を設置する。また、必要に応じて関係機関を加える。

調査組織（いじめ問題関係者委員会）で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・ いじめられた児童からは、事情や心情を十分聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対してもアンケートや聞き取りを行い、事実関係を明確にする。その際、被害者児童や情報提供した児童の安心・安全を守ることを最優先する。
- ・ アンケート等の結果は、個人のプライバシーに配慮しながらも公開することを予め関係保護者に周知する。

いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・ いじめを受けた児童やその保護者に調査の結果明らかになった事実関係について適時、適切な方法で経過説明を行う。
- ・ 関係者の個人情報に十分配慮して情報提供を行う。

調査結果を学校の設置者に報告

- ・ 学校は、調査により明らかになった事実関係を設置者に適時、適切な方法で経過説明を行う。また、傷害事案は警察とも連携する。
- ・ 保護者が希望する場合はその所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ・ いじめた児童のいじめ行為を止めさせ、温かい人間関係づくりに努める。
- ・ 事実関係に基づいて、いじめられた児童の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰のための支援を行う。

(2) 重大事態の調査

重大事態が発生した場合、基本調査と詳細調査を行う。基本調査は学校が行う。詳細調査は、市対策委員会又は学校を主体とする調査委員会いずれかで調査を実施するかを市教育委員会が判断する。なお、調査にあたっては、被害児童生徒及びその保護者の要望、意見を十分に聴き取る。

ア 基本調査及び報告

- ① 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに基本調査を実施し、その結果を、市教育委員会に報告する。
- ② 基本調査にあたっては、以下の事項に留意する。
 - 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
 - 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施にあたっては、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先して行う。
 - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
 - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
 - いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・いじめを受けた児童生徒からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・いじめを行った児童生徒に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
 - ・いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合(いじめを受けた児童生徒の入院や死亡等の場合)
 - ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

イ 学校主体の調査委員会が行う詳細調査及び報告

- ①市教育委員会は、学校における重大事態の基本調査結果を受け、学校主体の調査を実施するよう命ずる。
- ②学校は、学校いじめ対策組織を活用し、第三者(外部の専門家等)を加えた組織又は、新たな調査組織(第三者調査委員会)を組織することも検討する。組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ③学校は、調査結果を市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、市教育委員会は当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市長に報告する。

(3) 調査結果の提供

市教育委員会又は学校は、以下に留意し、基本調査、詳細調査それぞれの調査結果を、いじめを受けた児童生徒・保護者及びいじめを行った児童生徒・保護者に対して伝える。

- ア 調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。
- イ 他の児童生徒のプライバシーの保護等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないように留意する。

(4) 重大事態への対処の留意事項

市教育委員会又は学校は、学校で発生した重大事態に対して以下に留意して対応する。

- ア 市教育委員会は、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置として児童生徒が他の学校へ転学する等の措置を行うことができるよう、学校間の連携を図る等の役割を担う等、積極的な支援を行う。
- イ 市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者等に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないよう、心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシー保護に配慮する。
- ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査において市教育委員会及び学校は、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。
- エ いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、市教育委員会及び学校として事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、市教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒・保護者及びいじめを行った児童生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。
- オ 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、市教育委員会及び学校は、調査方法を工夫しながら可能な限り自らの対応を振り返り、検証する。
- カ 学校は、調査後、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、いじめを受けた児童生徒が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。